○内閣府令第

号

金融商品取引法第百九十三条(昭和二十三年法律第二十五号)の規定に基づき、並びに同法を実施するた

め、 四半期連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則を次のように定める。

平成十九年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

目次

第一章 総則(第一条—第二十九条)

第二章 四半期連結貸借対照表

第一節 総則 (第三十条—第三十二条)

第二節 資産 (第三十三条—第四十六条)

第三節 負債(第四十七条—第五十三条)

第四節 純資産 (第五十四条—第五十九条)

第五 節 雑則 (第六十条—第六十三条)

第三章 四半期連結損益計算書

第一 節 総則 (第六十四条・第六十五条)

第二節 売上高及び売上原価 (第六十六条--第六十八条)

第三節 販売費及び一般管理費 (第六十九条・第七十条)

第四節

営業外収益及び営業外費用

(第七十一条—第七十三条)

第五節 特別利益及び特別損失 (第七十四条 第七十六条)

第六節 四半 期純利益又は四半期純損失 (第七十七条·第七十八条)

第七節 雑則 (第七十九条 第八十三条

第四章 四半期連結キャッシュ・フロ 1 -計算書

第一 節 総則 (第八十四条・第八十五条)

第二節 四半 期連結キャッ シ ユ フロ ー計算書の記載方法 (第八十六条·第八十七条)

第五章 株主資本等に関する注記 (第八十八条—第九十二条)

第六章 雑則 (第九十三条)

附則

様式第一号—第八号

第 一章 総則

(規則の適用

第一条 金融 商 品 取 引法 (以下「法」という。) 第五条、 第七条、 第九条第一項、 第十条第一項又は第二十

兀 条 Ď 四の七第一項若しくは第二項(これらの規定のうち同条第四 項において準用し、 及び財務諸 表等の

用語、 様式及び作成方法に関する規則 (昭和三十八年大蔵省令第五十九号。 以下「財務諸表等規則」とい

第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人(以下「指定法人」という。)についてこれ

らの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により提出される財務計算に関する書類

のうち、 四半期連結貸借対照表、 四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシ ユ • フ 口 計 算書 (以 下

及び作

成方法に関する規則 「四半期連 結財務諸表」 (平成十九年内閣府令第 という。 0 用語、 様式及び作成方法は、 号。 以下「四半期財務諸表等規則」という。)第二条 四半期財務諸表等の用 語 様式

の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのな

7 .事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令 (平成十年政令第三百九十二号)第二十四条に規定する企業会計審議会により公表された

企業会計 の基準は、 前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

(定義

この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

四半期連結財務諸表提出会社

法第二十四条の四の七第一項(法第二十七条において準用する場合を

含む。)の規定により四半期連結財務諸表を提出すべき会社(指定法人を含む。)及び第二十四条の四

の七第二項の規定 (法第二十七条において準用する場合を含む。) により四半期連結財務諸表を提出す

る会社 (指定法人を含む。) をいう。

四半期会計期間 四半期 財務諸表等規則第三条第四号に規定する期間をいう。

 \equiv 四半期連 結会計期間 四半期財務諸表等規則第三条第五号に規定する期間をいう。

兀 四半期累計期間 四半期財務諸表等規則第三条第六号に規定する期間をいう。

五. 四半期連結累計期間 四半期財務諸表等規則第三条第七号に規定する期間をいう。

六 子会社 財務諸表等規則第八条第三項、 第四項及び第七項の規定により、 四半期連結財務諸表提出会

社の子会社とされる者をいう。

七 連結子会社 連結の範囲に含められる子会社をいう。

八

連結会社

四半期連結財

務諸表提出会社及び連結子会社をいう。

九 非連結子会社 連結の範囲から除かれる子会社をいう。

+ 関連会社 財務諸表等規則第八条第五項及び第六項の規定により、 四半期連結財務諸表提出会社

連会社とされる者をいう。

十 一 持分法 投資会社が、 被投資会社の純資産及び損益のうち当該投資会社に帰属する部分の変動に応

じて、その投資の金額を各事業年度ごとに修正する方法をいう。

十 二 少数株主持分 連結子会社の資本のうち 四半期連結財務諸表提出会社 の持分に属しない部分をいう。

十三 キャ ッシ ユ • フ 口 次号に規定する資金の増加 又は減少をいう。

十四四 資金 現金 (当座預金、 普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる

一の関

預金を含む。 第八十五条及び第八十七条において同じ。)及び現金同等物 (容易に換金可能であり、 か

つ、 価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。 以下同じ。)の合計額をいう。

十五 デリバティブ取引 財務諸表等規則第八条第十四項に規定する取引を いう。

十六 売買 目的 有価 証 券 財務諸表等規則第八条第二十項に規定する有価 証 券をいう。

十七 満期保力 有目的 \bigcirc 債券 財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する債券をいう。

十八 その 他 有 価 証券 財務諸表等規則第八条第二十二項に規定する有 価 証 券をいう。

十九 自己: 株式 連結財務諸表 \mathcal{O} 用語、 様式及び作成方法に関する規則 (昭 和 五十一 年大蔵省令第二十八

号。 以下「連結財務諸表規則」という。) 第二条第十九号に規定する株式をいう。この場合において同

号中 「連結財務諸表」とあるのは、 「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。

<u>一</u> 十 自社 の株式 連結 財務諸表規則第二条第二十号に規定する連結会社の株式をいう。

<u>-</u>+ 自社 株式オプション 連結財務諸表規則第二条第二十一号に規定する自社株式オプションをいう。

<u>-</u> + -ストック・オプション 連結財務諸表規則第二条第二十二号に規定するストック・オプションを

いう。

<u>一</u> 十 三 企業結合 財務諸表等規則第八条第二十七項に規定する企業結合をいう。

二十四 取得企業 財務諸表等規則第八条第二十八項に規定する企業をいう。

二 十 五 被取得企業 財務諸表等規則第八条第二十九項に規定する企業をいう。

二十六 結合企業 財務諸表等規則第八条第三十一項に規定する企業をいう。

二十七 被結合企業 財務諸表等規則第八条第三十二項に規定する企業を . う。

二十八 結合後企業 財務諸表等規則第八条第三十三項に規定する企業を いう。

二十九 結合当事 企業 財務諸表等規則第八条第三十四項に規定する企業を いう。

三十 パ ーチェス法 財務諸表等規則第八条第三十五項に規定する方法をいう。

三十一 持分プーリング法 財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する方法をいう。

三十二 共通支配下の取引等 財務諸表等規則第八条第三十七項に規定する共通支配下の取引等をいう。

三十三 事業分離 財務諸表等規則第八条第三十八項に規定する事業分離 を いう。

三十四 分離 元 企業 財務諸表等規則第八条第三十九項に規定する企業をいう。

三十五 分離先 企業 財務諸表等規則第八条第四十項に規定する企業をいう。

(四半期連結決算日)

四半期連結財務諸表提出会社は、 当該会社の四半期連結会計期間の末日(年度末を除く。)を四半

期連結決算日と定め、 当該日を基準として四半期連結財務諸表を作成するものとする。

(四半期連結財務諸表作成の一般原則)

第四条 法の規定により提出される四半期連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法は、 次に掲げる基準に適

合したものでなければならない。

四半期連 結財務諸表は、 原則として連結財務諸表 (連結財務諸表規則第一条第一項に規定する財務諸

表をいう。 以下同じ。)の作成に当たって適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成されてい

ること。

二 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された連結会社の四半期財務諸表を基礎

として作成されていること。

 \equiv 四半期連 結財務諸表提出会社の利害関係人に対して、 企業集団の財政、 経営及びキャッシ ユ フ 口

の状況に関する判断を誤らせないために必要な財務情報を明瞭に表示すること。

兀 四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度の直前の連結会計年度 (以 下

前 連結会計年度」という。)に係る連結財務諸表及び直前の四半期連結会計期間又は当該四半期連結会

計期間における四半期累計期間に係る四半期連結財務諸表を作成するために採用した会計処理の原則及

び 手 、続は、 正当な理由により変更を行う場合を除き、 当四半期連結会計期間にお いて継続 して適用され

ていること。

(連結の範囲)

第五条 兀 半期連結財務諸表提出会社は、 そのすべての子会社を連結 の範囲に含めなければならない。 ただ

次の各号の一に該当する子会社は、 連結の範囲に含めないものとする。

財務及び営業又は事業の方針を決定する機関 (株主総会その他これに準ずる機関をいう。) に対する

支配が一時的であると認められる子会社

連結 の範 囲に含めることにより四 半期連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるお

それがあると認められる子会社

2

前 項 の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、 その資産、 売上高等からみて、 連結の範囲か

ら除いてもその企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい

ものは、連結の範囲から除くことができる。

3 次の各号に掲げる会社等 (会社、 組合その他これらに類する事業体 (外国におけるこれらに相当するも

のを含む。) をいう。 以下同じ。 *(*) 財政又は経営の状態等に関する事項で、 企業集団 |の財政 状態及び経

に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、

その内容を四半期連

結財務諸表に

注記しなければならない。

営成績

 \mathcal{O}

判

断

一 第一項ただし書の規定により連結の範囲から除かれた子会社

四半期連結 財務諸 意提出会社が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち、 民

事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、 会社 更

(平成十四年法律第百五十四号) の規定による更生手続開始 の決定を受けた株式会社、 破産 法 伞

成十六年法律第七十五号) の規定による破産手続開始 の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社

等であって、 かつ、 有効な支配従属関係が存在しないと認められることにより子会社に該当しない会社

(連結子会社の資産及び負債の評価等)

第六条 四半期連結財務諸表の作成に当たっては、 連結子会社の資産及び負債の評価並びに四半期連結財務

表提出会社 の連結子会社に対する投資とこれに対応する当該連結子会社の資本の相殺消去その他必要と

される連結会社相互間の項目の消去をしなければならない。

(持分法の適用)

第七条 非連結子会社及び関連会社に対する投資については、 持分法により計算した価額をもって四 半 期連

結貸借対照表に計上しなければならない。 ただし、 次の各号の一に該当する会社に対する投資については

持分法を適用しないものとする。

財務及び営業又は事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められる関連会社

持分法を適用することにより四半期連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそ

れがあると認められる非連結子会社及び関連会社

2

の適用の対象から除いても四半期連結財務諸表に重要な影響を与えないものは、 前項 の規定により持分法を適用すべき非連結子会社及び関連会社のうち、 その損益等からみて、 持分法の適用の対象から 持分法

除くことができる。

(税効果会計の適用)

第八条 連結会社の法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税 (以下「法人税等」と

いう。)については、 税効果会計 (四半期連結貸借対照表に計上されている資産及び負債 の金額と課税 所

得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において当該差異に係る法 1人税等

の金額を適 一切に期間配分することにより、 法人税等を控除する前 \mathcal{O} 匹 |半期純 利益 の金額と法 1人税等 Ò 金額

以下同じ。)を適用して四半期連結財務諸表を作成しなけ

ればならない。

を合理的に対応させるための会計処理をいう。

(四半期決算日の異なる子会社)

第九条 その四半期会計 期間 の末日が :四半期連結財務諸表提出会社の当該期間に対応する四半期会計期間に

おけ る四半期連結決算日と異なる連結子会社は、 当該期間に対応する四半期会計期間における四 半 期連 結

決算日にお 1 て四半期連結財務諸表作成の基礎となる四半期財務諸表を作成するために必要とされ る四半

期決算を行わなければならない。 ただし、 当該連結子会社の四半期会計期間 の末日と当該期間に対応する

四半期会計期間における四半期連結決算日との差異が三か月を超えない場合において当該連結子会社 の当

該四半期会計期間に係る四半期財務諸表を基礎として当該期間に対応する四半期連結財務諸表を作成する

ときは、この限りでない。

四半 期連 結財 務諸 表作 成 $\widehat{\mathcal{O}}$ ため の基本となる重要な事項等の変更に関する記載

第十条 連結 \mathcal{O} 範 囲 に関する事項その他四半期連結財務諸表作成 のための基本となる重要な事 項 (連結財務

諸 表 の作成に当たって適用されるものに準じて適用されているものをいう。 を変更した場合には、 次 \mathcal{O}

各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に掲げる事項を四半期連結キャッシ ユ • フ 口 計 算 書の・ 次に ·記

載しなければならない。

連結 の範囲に含めた子会社、 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社に関する事項その他連結の

方針に関する事項について、 変更を行った場合 その旨及び変更の理 由

該変更が 当連結会計 匹 |半期連 年度に会計処理 結累計期間 $\overline{\mathcal{O}}$ に係る四半期連結財務諸表に与えている影響額 原則及び手続について、 変更を行った場合 その旨、 変更の理由及び当

三 四半期連結財務諸表の表示方法を変更した場合 その内容

- 2 を 財務諸表に与えてい に変更した理由 原則及び手続について変更を行った場合には、 いう。 当四半期連結会計期間 以下この項において同じ。) 及び当該変更が る影響額を記 (当連結会計年度の第二・四半期 直 載し 前 \mathcal{O} 以降 なけれ 四半 ·期連 :の四半期連結会計期間に限る。 ばならない。 前項第二号に定める事項の記載に加え、 「結会計期間における四半期連 (事業年度における最初の四半期の次の において自発的に会計 結累計 期間に係る四 第 二 • 四半期 半期 処 兀 災 連 理 半 期 結 降 $\overline{\mathcal{O}}$
- 3 間 計 手続と当四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表の作成に当たっての会計処理 前 に相違がみら 度の対応する四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸 連 結 会計 の影響額を記載しなければならない。 年 - 度にお れる場合には、 いて自発的 その旨並びに前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四 に会計 処 理 \vec{O} 原則及び手続について変更を行ってお 表の作成に当たっての会計処 ij, の原則及び手続との か 理 つ、 \mathcal{O} 前 原 |半期連 則 連 結 及び
- 4 定することが 第 項 から第三項まで 困難な場合には、 (第 適当な方法による概算額を記載することができる。 項第一号及び第三号を除く。) の場合にお いて適時に、 正 確 な影響 『額を算
- 第二項から前項までの規定にかかわらず、 第二項及び第三項の場合において、 影響額を算定することが

5

結累計

期間

困難な場合には、 影響額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

(簡便な会計処理に関する記載)

第十一条 四半期連結財務諸表作成のために、 一般に公正妥当と認められる企業会計 の基準に従い、 簡便な

会計 処理を適用した場合には、 その旨及びその内容を前条の規定による記載 の次に記載しなければならな

\ <u>`</u> ただし、 重要性が乏しい場合には、 注記を省略することができる。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する記載)

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、

四半期連結財務諸

表の作成に特有の会計処

理を適用した場合には、その旨及びその内容を前条の規定による記載の次に記載しなければならない。 た

だし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

(重要な後発事象の注記)

第十三条 四半期連結決算日後、 四半期連結財務諸表提出会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び

関連会社の当該四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属 する連結会計年度 (当該 四半期連 結会

計期 間 における四半期連結累計期間を除く。) 以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象

第七十八条第四項において「重要な後発事象」という。) が発生したときは、 当該事象を注記しなければ

ならない。

2 その四半期会計期間の末日が四半期連結財務諸表提出会社の当該期間に対応する四半期会計期間におけ

関連会社の四半期決算日後に発生した当該事象を注記しなければならない。

る四半期連結決算日と異なる子会社及び関連会社については、

前項の規定にかかわらず、

当該子会社及び

(追加情報の注記)

第十四条 この 規則において特に定める注記のほか、 四半期連結財務諸表提出会社の利害関係 人が、 当該四

半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度に関する企業集団の財政及び経営の状

況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、 当該事項を注記しなければなら

ない。

(セグメント情報の注記)

第十五条 連結会社が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合には、 事業の種類ごとの区分に従い、 当

該区分に属する売上高 (役務収益を含む。 以下同じ。)及び営業利益金額又は営業損失金額 (以 下 「事業

他 の種類別セグメント情報」という。)を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。 の区分と一括して、適当な名称を付して記載することができる。 当該区分に属する売上高及び営業利益金額又は営業損失金額のすべてが少額であるものについては、

2 地域 集団を含む。)ごとの区分に従い、 所在地別セグメント情報」という。)を、 規定する本邦をいう。 連 結会社 (当該国又は 当該区分に属する売上高が少額な場合であって、他の区分と一括して表示することが適当であると が 本邦 地 (外国為替及び外国貿易法 域が本邦以外の場合には、 以下同じ。)以外の国又は地域にも存在する場合には、 当該区分に属する売上高及び営業利益金額又は営業損失金額 様式第二号に定めるところにより注記しなければならない。 (昭和二十四年法律第二百二十八号) の地域として扱うことが適当と認められ 連結会社の所在する国 第六条第一 る国 又は 項第一号に (以 下 地 又は 域 た O

3 む。 国又は地域ごとの区分に従い、 連結会社が本邦以外 以下この項におい て同じ。 の国又は 地域 当該区分に属する海外売上高を、 における売上 $\widehat{}$ の地域として扱うことが適当と認められる国又は地 (以 下 「海外売上高」という。 様式第三号に定めるところにより注記し)を有する場合には、 域 の集団を含 当該

認

められるときは、

適当な名称を付して一括して記載することができる。

なければならない。ただし、当該区分に属する海外売上高が少額であるものについては、 他の区分と一括

して、適当な名称を付して記載することができる。

(有価証券に関する注記)

第十六条 有価 証券については、 当該有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、

か 当該有 価 証 券の 匹 半期連結貸借対照表計上額その他 の金額に前連結会計年度末に比して著しい 変動

が認められる場合には、 次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、 当該各号に定める事項を注記 しなけ ń

ばならない。 ただし、 適時に、 正確な金額を算定することが困難な場合には、 概算額を記載することがで

きる。

満期保有目的の債券で時価のあるもの
次に掲げる事項

イ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額

ロ 四半期連結決算日における時価

ハ 四半 期連 結決算日における四 半 期連結貸借対照表計上額と時価との差額

その他有価証券で時価のあるもの 株式、 債券その他の有価証券の種類ごとの次に掲げる事項

イ 取得原価

ロ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額

ハ 四半期連結決算日における四 |半期連結貸借対照表計上額と取得原価との差額

(デリバティブ取引に関する注記)

第十七条 デリバティブ取引 (ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。)については、 当 該

取引が 企業集団 \mathcal{O} 事 ·業 の 運営において重要なものとなっており、 か つ、 当該¹ 取引の契約 額その 他 \mathcal{O} 金 額 E

前 連 結会計年度末に比して著し ν) 変動が認められる場合には、 通貨、 金利、 株式、 債券及び 商 品そ $\overline{\mathcal{O}}$ 他 \mathcal{O}

取引の対象物 の種類ごとの四半期連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額 時

価及び評価損 益を注記しなければならない。 ただし、適時に、 正確な金額を算定することが困難な場合に

は、概算額を記載することができる。

2 前 項に定める事項は、 先物取引、 オプション取引、 先渡取る 引 スワップ取引及びその他 のデリバティブ

取引その他 (T) 取引の 種類による区分によりデリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものと

する。

(ストック・オプション、 自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記

第十八条 ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付しており、 四半

期連結財務諸表への影響額に重要性がある場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

ただし、 適時に、 正確な金額を算定することが困難な場合には、 影響の概算額を記載することができる。

役務の提供を受けた場合には、 四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

財貨を取得した場合には、 その取引における当初の 資産 計上額又は費用計上額及び科目名

 \equiv 権利不行使による失効が生じた場合には、 利益として計上した額

(ストック・オプションに関する注記)

第十九条 前条の規定のほか、当四半期連結会計期間においてストック・オプションを付与した場合には、

当該ストック・ オプションについて、 次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。 ただし、

が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一 付与対象者の役員、従業員などの区分ごとの人数

一 株式の種類別のストック・オプションの付与数

三 付与日

匹 権 利 確定条件 (権利確定条件が付されていない場合にはその旨)

五 対象勤務期間 (対象勤務期間の定めがない場合にはその旨)

六 権利行使期間

七 権利行使価格

八 付与日における公正な評価単価

2

当四半期連結会計期間においてストック・オプションの条件変更を行った場合には、 その変更内容を注

記しなければならない。ただし、変更内容に重要性が乏しい場合には、 注記を省略することができる。

(パーチェス法を適用した場合の注記)

第二十条 当四半期連結会計期間においてパーチェス法を適用した企業結合が行われた場合には、 次の各号

に掲げる事項を注記しなければならない。 ただし、 重要性が乏しい場合には、 注記を省略することができ

る。

被取得企業の名称及びその事業の内容、 事業を取得した場合には相手企業の名称及び取得した事業の

内容、 企業結合を行った主な理由、 企業結合日、 企業結合の法的形式、 結合後企業の名称及び取得した

議決権比率

四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業又は

取得した事業の業績の期間

三 被取得企業又は取得した事業の取得原価及びその内訳

兀 取得の対価として株式を交付した場合には、 株式 の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付又

は交付予定の株式数及びその評価額

取得の対価として株式を交付した場合に、 株式交付日の株価を基礎に取得原価を算定しているときは

、その旨

五.

六 発生したのれん又は負ののれんの金額 (当該金額には、 暫定的に算定された金額を含む。)、発生原

因、償却方法及び償却期間

七 発生したの れ ん又は負 $\widehat{\mathcal{O}}$ 0) れ λ \mathcal{O} 金額が暫定的に算定された金額である場合には、 その旨

八 当該企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る

四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

2 前項の規定にかかわらず、個 [々の企業結合に重要性は乏しいが、企業結合が行われた四半期連結会計期

間 の企業結合全体に重要性がある場合には、 前項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項を当該 企

業結合全体で注記しなければならない。

3 第 項第八号の場合におい て、 影響額を算定することが困難なときは、 影響の概算額の記載に代えて、

その旨及びその理由を記載することができる。

(持分プーリング法を適用した場合の注記)

当四半期連結会計期間において持分プーリング法を適用した企業結合を行った場合には、 次の

各号に掲げる事項を注記しなければならない。

結合当事者の名称及びその事業の内容、 企業結合の目的、 企業結合日、 企業結合の法的形式並びに結

合後企業の名称

議決権 \mathcal{O} ある株式 の交換比率及びその算定方法、 交付又は交付予定の株式数、 企業結合後の議決権比

率並びに当該企業結合を持分の結合と判定した理由

三 企業結合の結果として処分することが決定された重要な事業

兀 企業結合が当連結会計年度の開始の日以外で行われた場合には、 当該連結会計年度の開始の日に企業

結合が行われたものとみなして算定した直前の四半期連結会計期間における四半期連結累計期間 に係る

四半期損益計算書への影響額

五. 前 連結会計年度の連結財務諸表には持分プーリング法を適用した結果が反映されているが、 前 連結会

計年度の対応する四 半期連結財務諸表には反映されていない場合には、 その旨及び前連結会計 年 度 の対

応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間への影響額

2

前項第四号及び第五号の場合において適時に、

正確な影響額の算定をすることが困難な場合には、

その

旨、 その理由及び適当な方法による影響の概算額を記載することができる。

(共通支配下の取引等の注記)

第二十二条 当四 半期連結会計期 、間において共通支配下の取引等の企業結合が行われた場合には、 次の各号

に掲げる事項を注記しなければならない。

結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、 企業結合の法的形式、 結合後企業の

名称並びに取引の目的を含む取引の概要

二 実施した会計処理の概要

子会社株式を追 加 取得した場合には、第二十条第一項第三号、 第四号及び第六号に準ずる事

2 前項 の規定に かかわらず、 共通支配下の取引等に重要性が乏しい場合には、 注記 を省略することができ

る。 ただし、 個 々 0 共通支配下の取引等に重要性は乏しい が、 企業結合全体が行わ れた四 半 期連 結会 計 期

しなければならない。

間

の共通支配

下

. О

取引等全体に重要性がある場合には、

同項各号に掲げる事項を当該企業結合全体

-で注記

(共同支配企業の形成の注記)

第二十三条 当四半期連結会計期間において共同支配企業 (財務諸表等規則第八条第六項第四号に規定する

共同支配企業をいう。 以下この条及び次条第一項において同じ。) を共同で支配する企業が共同支配企業

を形成した場合には、 前条第一 項第一号及び第二号に準ずる事項を記載しなければならない。 実施した会

計処理 の概 要 0) 記載においては、 共同支配企業の形成と判定した理由を記載しなければならない。

(事業分離の注記)

第二十四条 当四半期連結会計期間において事業分離が行われ、 当該事業分離が共通支配下の取引等及び共

同支配企業の形成に該当しない場合には、 次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

分離先企業の名称、 分離した事業の内容、 事業分離を行った主な理由、 事業分離日及び法的形式を含

む事業分離の概要

二 実施した会計処理の概要

1 移転 損 益を認識 した場合には、 その金額、 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価 額 並

にその主な内訳

口

移転 損 益を認識 しなかった場合には、その旨、 受取対価 の種類、 移転した事業に係る資産及び負債

の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した

事業に係る損益の概算額

兀 移転 損 益を認識した事業分離において分離先企業の株式を子会社株式又は関連会社株式として保有す

る以外に、継続的関与がある場合には、当該継続的関与の概要

び

2 前項第四号の記載は、 当該継続的関与が軽微な場合には、 省略することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、 当該事業分離の影響額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することが

できる。ただし、 個々の事業分離においては重要性が乏しいが、事業分離が全体で重要性がある場合には

第一項第一号及び第二号に掲げる事項を当該事業分離全体で注記しなければならない。

第二十五条 分離先企業は、 事業分離が企業結合に該当しない場合であっても、 前条第一項第一号に準じて

注記しなければならない。

(子会社の企業結合の注記)

第二十六条 連結財務諸表規則第十五条の十八の規定は、子会社の企業結合について準用する。この場合に

おいて同条第一項中「連結財務諸表」とあるのは 「四半期連結財務諸表」と、 同条中「連結会計年度」と

あるのは 「四半期連結会計期間」 と、 同条第一項第四号中 「連結損益計算書」 とあるのは 「四半期連結損

益計算書」と読み替えるものとする。

(継続企業の前提に関する注記)

第二十七条 四半期連結決算日において債務超過等財務指標の悪化の傾向、 重要な債務の不履行等財政破綻

の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提(以下「継続企業の前提」という。) に重

要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、 次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- \equiv 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応
- 兀 当該 重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表に反映しているか否か

(注記の方法)

第二十八条 この規則により記載すべき注記は、第十条から第十二条の規定による記載の次に記載しなけれ

ばならない。 ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

第十条から第十二条の規定により記載した事項と関係がある事項について、これと併せて記載を行っ

た場合

脚注 (当該注記に係る事項が記載されている四半期連結財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載する

ことをいう。)として記載することが適当と認められるものについて、 当該記載を行った場合

前条の規定による注記は、 前項の規定にかかわらず、 四半期連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載

2

しなければならない。この場合において第十条から第十二条までの規定による記載は、 同条の規定にかか

わらず、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 この規則の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合には、 当該科目に記号を付記する方法

その他これに類する方法によって、 当該注記との関連を明らかにしなければならない。

(金額の表示の単位)

第二十九条 四半 期連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、 百万円単位又は千円単位をもっ

て表示するものとする。

第二章 四半期連結貸借対照表

第一節 総則

(四半期連結貸借対照表の記載方法)

第三十条 四半期連結貸借対照表 の記載方法は、 この章の定めるところによる。

2 四半期連結貸借対照表は、 様式第四号により記載するものとする。

(資産、負債及び純資産の分類記載)

資産、 負債及び純資産は、 それぞれ資産の部、 負債の部及び純資産の部に分類して記載しなけ

ればならない。

(科目の記載の配列)

資産及び負債の科目の記載の配列は、 流動性配列法によるものとする。

第二節 資産

(資産の分類)

第三十三条 資産は、 流動資産、 固定資産及び繰延資産に分類し、更に、固定資産に属する資産は、 有形固

定資産、 無形固定資産及び投資その他の資産に分類して記載しなければならない。

(各資産の範囲)

第三十四条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二条、第二十七条、 第三十一条から第

三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、 流動資産、 有形固定資産、 無形固定資産、 投資その他 己の資産

及び繰延資産 の範囲について準用する。 この場合において、 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二ま

での規定中「一年内」とあるのは「四半期連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、 財務諸表等

規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは 「四半期連結財務諸表

提出会社」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第三十五条 流動資産に属する資産は、 次に掲げる項目の区分に従い、 当該資産を示す名称を付した科目を

もって掲記しなければならない。 ただし、 当該項目に属する資産の金額が資産 の総額 の百分の一以下のも

ので、 他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、 適当な

名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

- 現金及び預金
- 一 受取手形及び売掛金
- 三 有価証券
- 四商品
- 五 製品(副産物及び作業くずを含む。)

六 半製品

七 原材料 (購入部分品を含む。)

八 仕掛品 (半成工事を含む。)

九 その他

2 前項 の規定は、 同項各号の項目に属する資産で、 別に表示することが適当であると認められるものにつ

11 当該資産を示す名称を付した科目をもって別に掲記することを妨げない。

3

第一

項第九号の資産のうち、

の百分の十以下であっても区分して表示することが適切であるものについては、 当該資産を示す名称を付

その金額が資産の総額の百分の十を超えるもの又はその金額が資産の総額

した科目をもって別に掲記しなければならない。

4 第一項ただし書の場合においては、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記しなければならな

\ \ \

(流動資産に係る引当金の表示)

第三十六条 財務諸表等規則第二十条の規定は、 流動資産に属する資産に係る引当金について準用する。

(有形固定資産の区分表示)

第三十七条 有形固定資産に属する資産は、これを一括し、有形固定資産を示す名称を付した科目をもって

掲記するものとする。 ただし、 有形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、 当該資産を

示す名称を付した科目をもって掲記することを妨げない。

2 前 項 の規定にかかわらず、 有形固定資産に属する資産のうちに、 その金額が資産 の総額 の百分の十を超

えるものがある場合、 又は資産の総額の百分の十以下であっても区分して表示することが適切な場合には

当該資産を他 の有形固定資産と区分し、 それぞれの資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなけれ

ばならない。

(有形固定資産の減価償却累計額の表示)

第三十八条 財務諸表等規則第二十五条及び第二十六条の規定は、 有形固定資産に対する減価償却累計額に

ついて準用する。

(有形固定資産の減損損失累計額の表示)

第三十九条 財務諸表等規則第二十六条の二の規定は、 有形固定資産に対する減損損失累計額に ついて準用

する。

(無形固定資産の区分表示)

第四十条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目

をもって掲記しなければならない。 ただし、第一号に掲げる項目に属する資産の金額が資産の総額 \tilde{O} 百分

第二号に掲げる項目に属する資産と一括して掲記することができる。

一のれん

 \mathcal{O}

以下である場合には、

二 その他

2 前項第二号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の十を超えるもの又はその金額が資産の総額の

百分の十以下であっても区分して表示することが適切であるものについては、当該資産を示す名称を付し

た科目をもって別に掲記しなければならない。

3 連結会社の投資がこれに対応する連結子会社の資本の額を超えることにより生じる差額は、 のれんに含

めて表示する。

4 第三十五条第四項の規定は、 第一 項第一号の資産について準用する。

無形 固定資産の減価償却累計額等の表示)

第四十一 条 財務諸表等規則第三十条の規定は、 無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額

について準用する。

(投資その他 この資産 の区分表示)

第四十二条 投資その他の資産に属する資産は、これを一括し、 投資その他の資産を示す名称を付した科目

をもって掲記するものとする。 ただし、 投資その他の資産に属する資産を適当と認められる項目に分類

当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記することを妨げない。

(投資その他の資産に係る引当金の表示)

2

第三十七条第二項の規定は、

投資その他の資産について準用する。

財務諸表等規則第三十四条において準用する財務諸表等規則第二十条の規定は、 投資その他の

資産に属する資産に係る引当金について準用する。

(繰延資産 の区分表示

第四十四条 繰延資産に属する資産は、 これを一括し、 繰延資産を示す名称を付した科目をもって掲記する

ものとする。ただし、 繰延資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、 当該資産を示す名称を付

した科目をもって掲記することを妨げない。

2 第三十七条第二項の規定は、繰延資産について準用する。

(繰延資産の償却累計額の表示)

第四十五条 財務諸表等規則第三十八条の規定は、 繰延資産に対する償却累計額について準用する。

(担保資産の注記)

第四十六条 担保に供されている資産については、 当該資産が企業集団の事業の運営において重要なもので

あり、 かつ、当該資産の金額に前連結会計年度末に比して著しい変動が認められる場合には、 担保に供さ

れている資産の内容及び金額を注記しなければならない。ただし、適時に、 正確な金額を算定することが

困難な場合には、概算額を記載することができる。

第三節 負債

(負債の分類)

第四十七条 負債は、 流動負債及び固定負債に分類して記載しなければならない。

(各負債の範囲)

第四十八条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで及び第五十一条から第五十一条の三までの

規定は、 流動 負債及び固定負債 の範囲について準用する。 この場合において財務諸表等規則第四十七

第四十八条の二及び第四十八条の三中 年内」とあるのは 「四半期連結決算日 の翌日から起算して一 年

以内の日」と読み替えるものとする。

(流動負債の区分表示)

第四 一十九条 流 動 負債に属する負債は、 次に掲げる項目の区分に従い、 当該負債を示す名称を付した科目を

ŧ って掲記しなければならない。 ただし、 第四号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計

額の百分の一以下のもので、 他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるも

のについては、 適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

支払手形及び買掛金

一 短期借入金(金融手形及び当座借越を含む。)

三 未払法人税等

四 引当金

五 その他

- 2 前 項の規定は、 同項各号の項目に属する負債で別に表示することが適当であると認められるものについ
- て、 当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記することを妨げない。
- 3 第 項第四号の引当金のうちに、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものが きある場
- 合には、 当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって別に掲記 しなけ ń ばならな
- 4 純資産の合計額の百分の十以下であっても区分して表示することが適切であるものについては、 第一 項第五号の負債のうち、 その金額が負債及び純資産の合計額の百分の十を超えるもの又は 当該負債 負債 及び
- を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。
- 5 第三十五条第四項の規定は、 第一項各号(第四号を除く。)の負債について準用する。

(固定負債の区分表示)

第五十条 って掲記しなければならない。 固定負債に属する負債は、 ただし、第三号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額 次に掲げる項目の区分に従い、 当該負債を示す名称を付 した科目をも

の百分の一以下のもので、 他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるもの

については、 適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

- 一社債
- 二 長期借入金 (金融手形を含む。以下同じ。)
- 三引当金
- 四 負ののれん
- 五 その他
- 2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 前条第三項の規定は、 第一項第三号の引当金について準用する。
- 4 前条第四項の規定は、 第一項第五号の負債について準用する。
- 5 連結会社の投資がこれに対応する連結子会社の資本の金額に満たないことにより生じる差額は、 負のの
- れんに含めて表示する。
- 6 第三十五条第四項の規定は、 第一項各号(第三号を除く。) の負債について準用する。

(のれん及び負ののれんの表示)

第五十一 条 財務諸表等規則第五十四条の二の規定は、 第四十条第一項第一号に掲げるのれん及び第五十条

第一項第四号に掲げる負ののれんについて準用する。

(偶発債務の注記)

第五十二条 連結会社に係る偶発債務 (債務の 保証 (債務の保証と同様 の効果を有するものを含む。)、係

争事 件に係る賠償義務その他現実に発生してい ない債務で、 将来にお いて事業の負担となる可能 性 .<u>.</u> あ る

ものをいう。) がある場合には、 その内容及び金額を注記しなければならない。 ただし、 重要性の乏しい

ものについては、注記を省略することができる。

(手形割引高及び裏書譲渡高の注記)

第五十三条 財務諸表等規則第五十八条の二の規定は、 割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した手

形について準用する。

第四節 純資産

(純資産の分類)

第五十四条 純資産は、 株主資本、 評価・換算差額等、 新株予約権及び少数株主持分に分類して記載しなけ

ればならない。

(株主資本の分類及び区分表示)

第五十五条 株主資本は、 資本金、 資本剰余金及び利益剰余金に分類し、 それぞれ資本金、 資本剰余金及び

利益剰余金の科目をもって掲記 しなければならない。

財務諸表等規則第六十一条の規定は、 資本金について準用する。

2

3 財務諸表等規則第六十二条第一 項の規定は、 申込期日経過後における新株式申込証拠金について準用す

る。

4 連結財務諸表規則第四十三条第三項及び第四項の規定は、 自己株式及び自己株式申込証拠金について準

用する。

評 価 換算差額等の分類及び区分表示)

第五十六条 連結 財務諸表規則第四十三条の二の規定は、 評価・換算差額等について準用する。

(新株予約権の表示)

第五十七条 連結財務諸表規則第四十三条の三の規定は、 新株予約権について準用する。 この場合において

同条第二項中 「連結財務諸表」とあるのは、 「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(少数株主持分の表示)

第五十八条 少数株主持分は、 少数株主持分の科目をもって掲記しなければならない。

(一株当たり純資産額の注記)

第五十-九条 当四 半 期連結会計期間末及び前連結会計年度末における一 株当たり純資産額は、 注記しなけれ

ばならない。

第五節 雑則

(特別法上の準備金等)

第六十条 法令の規定により準備金又は引当金の名称をもって計上しなければならない準備金又は引当金で

資 産 の部又は負債 の部に計上することが適当でないもの (以下次項及び第八十条において 「準備金等」

という。)は、 第三十二条及び第四十七条の規定にかかわらず、 固定負債の次に別の区分を設けて記載し

なければならない。

前項の準備金等については、 当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければ

ならない。

2

(別記事業の資産及び負債の分類)

第六十一条 企業集団の主たる事業が、 財務諸表等規則別記に掲げる事業 (以下「別記事業」という。) で

ある場合においてその資産及び負債を第三十三条及び第四十七条の規定による分類により記載することが適

当でないと認められるときは、 これらの規定にか かわらず、 当該別記事業を営む会社の財務諸表につい て適

用される法令又は準則 (財務諸 表等規則第二条に規定する法令又は準則をいう。 以下同じ。) に定める分類

に準じて記載することができる。

(指定法人の純資産の記載)

指定法人が四半期連結貸借対照表を作成する場合においてその純資産についてこの規則により

記載することが適当でないと認められるときは、 当該指定法人は、 その財務諸表につい て適用される法令

又は準則の定めるところに準じて記載することができる。 この場合において準拠した法令又は準則を記載

しなければならない。

(別記事業の資産及び負債の科目の記載)

第六十三条 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合において当該別記事業に係る資産又は負債に

ついて、第三十五条第一項、第三十七条、第四十条第一項、第四十二条、第四十九条第一項及び第五 十条

第一項に規定する項目の区分に従い科目の記載をすることが適当でないと認められるときは、 これらの規

定にかかわらず、 当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに

準じて記載することができる。

2 前 頭の場合において資産及び負債の科目を一括し、 又は区別して掲記する基準は、 この規則の定めると

ころに準ずるものとする。

第三章 四半期連結損益計算書

第一節 総則

(四半期連結損益計算書の記載方法)

第六十四条 四半 期連結損益計算書の記載方法は、 この章の定めるところによる。

2 四半期連結損益計算書は、 様式第五号及び第六号により記載するものとする。

(収益及び費用の分類)

第六十五条 収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載しなければならない。

一売上高(役務収益を含む。以下同じ。)

一 売上原価(役務原価を含む。以下同じ。)

三 販売費及び一般管理費

四 営業外収益

五

営業外費用

六 特別利益

七 特別損失

第二節 売上高及び売上原価

(売上高の表示方法)

第六十六条 売上高は、 売上高を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(売上原価の表示方法)

第六十七条 売上原価は、 売上原価を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(売上総損益金額の表示)

第六十八条 売上高と売上原価との差額は、 売上総利益金額又は売上総損失金額として記載しなければなら

ない。

第三節 販売費及び一般管理費

(販売費及び一般管理費の表示方法)

第六十九条 販売費及び 般管理費は、 適当と認められる費目に分類し、 当該費用を示す名称を付した科目

をもって掲記しなければならない。 ただし、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び 般

管理費の科目に一括して掲記し、その主要な費目及びその金額を注記することを妨げない。

2 前項ただし書に規定する主要な費目とは、 引当金繰入額 (その金額が少額であるものを除く。) 及びこ

れ以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の百分の二十を超える費用又は販売費及び一 般

管理費 の合計に 額の百分の二十以下であっても区分して表示することが適切と認められる費用をいう。

(営業損益金額の表示)

第七十条 売上総利益金額又は売上総損失金額に販売費及び一般管理費の総額を加減した額は、 営業利益金

額又は営業損失金額として記載しなければならない。

第四節 営業外収益及び営業外費用

(営業外収益の表示方法)

第七十一条 営業外収 益に属する収益は、 受取利息 (有価証券利息を含む。)、 受取配当金、 有価 証券売却

益 負 0 \mathcal{O} れ λ の償却額 持分法による投資利益その他の項目の区分に従い、 当該. 収 益を示す名称を付し

た科目をもって掲記しなければならない。 ただし、 各収益のうち、 その金額が営業外収 松益の総合 額 \mathcal{O} 百 分の

二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、 当該収益を一括して

示す科目をもって掲記することができる。

(営業外費用の表示方法)

第七十二条 営業外費用に属する費用は、 支払利息 (社債利息を含む。)、有価証券売却損、 持分法による

投資損失その他の項目の区分に従い、 当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなけ ればならない

ただし、 各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の二十以下のもので一括して表示すること

が適当であると認められるものについては、 当該費用を一括して示す科目をもって掲記することができる。

(経常損益金額の表示)

営業利益金額又は営業損失金額に営業外収益 の総額及び営業外費用の総額を加減した額は、 経

常利益金額又は経常損失金額として記載しなければならない。

第五節 特別利益及び特別損失

(特別利益の表示方法)

第七十四条 特別利益に属する利益は、 前期損益修正益、 固定資産売却益その他の項目の区分に従い、 当 該

利益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、 各利益のうち、 その金額が · 特別

利益 の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、

『該利益を一括して示す科目をもって掲記することができる。

(特別損失の表示方法)

他

の項目の区分に従い、

第七十五 条 特別損失に属する損失は、 前期損益修正損、 固定資産売却損、 減損損失、 災害による損失その

当該損失を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

ただし、各

損失のうち、 その金額が特別損失の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると

認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(税金等調整前四半期純損益の表示)

第七十六条 経常利益金額又は経常損失金額に特別利益の総額及び特別損失の総額を加減した額は、 税金等

調 整 前 四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額として記載しなければならない。

第六節 四半期純利益又は四半期純損失

(四半期純利益又は四半期純損失)

第七十七条 次の各号に掲げる項目の金額は、 その内容を示す名称を付した科目をもって、 税金等調整前四

半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額の次に記載しなければならない。

当該四半期連結会計期間に係る法人税、 住民税及び事業税 (利益に関連する金額を課税標準として課

される事業税をいう。次号において同じ。)

法人税等調 整額 (税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、 住民税及び事業税の調整

額をいう。)

- 三 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失のうち少数株主持分に属するもの
- 2 前項第一号及び第二号に掲げる項目については、 当該項目を一括して記載することができる。ただし、
- この場合にはその旨を注記しなければならない。
- 3 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額に第一項各号に掲げる項目 [の金] 並額を

加 減 した金額 ば、 四半 -期純利 益金額又は四半期純損失金額として記載しなければならない。

- 4 法 人税等の 更正、 決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、 第 項第一号に掲げる項 É の次
- 場合には、 第一項第一号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

その内容を示す名称を付した科目をもって記載するものとする。

ただし、これらの

金額

 \mathcal{O}

)重要性;

が乏

に、

- (一株当たり四半期純損益金額等の注記]
- 当四半期連結会計期間及び当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間に係る一株当
- たり 应 |半期: 純 利益金額又は四半期純損失金額及び当該金額の算定上の基礎は、 注記 しなけ れば ならない。
- 2 当四半期連 結会計期間及び 四半 期連結累計期間 における潜在株式調整後 株当たり四半 期 純 利 益 金 額
- 普通 株式を取得することができる権利若しくは普通株式への転換請求権又はこれらに準ずる権利が付され

利 り匹 その旨を記 た証券又は契約 益 半期純利益金額をいう。以下この条において同じ。) 金 額 載しなければならない。 が一 載 株当たり四半期 (以 下 潜在株式調 「潜在株式」という。)に係る権利の行使を仮定することにより算定した一株当た 整後 純 |利益金額を下回らない場合及び一株当たり四半期純 ただし、 株当たり四半期純利 潜在株式が存在しない場合、 益 及び当該金額の算定上の基礎は、 金額 \mathcal{O} 記載 は要 潜在株式調整後 んない ものとする。 損 失金額 一株当たり四 前 の場合には 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 半 記 期純 載 \mathcal{O}

3 場合には、 株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純 載しなけ 当四 半 期 ればならない。 その旨を記載し、 連 結会計 期間 ただし、 において株式併合又は株式分割 前連結会計年度に係る潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の記載 前連結会計年度において潜在株式が が 行 わ れた場合には、 存在 しない場合、 次の各号に掲げる事 潜在 株式調 損失金 ,項を記 整 額の は 後 要

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

しないものとする。

計年 前 度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る一株当たり四半期純利益 連 結会計 年度 0 開 始の 日に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合に お ける前 金額 連結会 文は

四半 期純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額

4 四半 期連 一結決算日後に株式併合又は株式分割が行われた場合には、 重要な後発事象として次の各号に掲

げ る事項を記載しなければならない。 ただし、 当四半期連結会計期間において潜在株式が存在 しない 場合

当たり四 半 期純 損失 金額 の場 合には、 その旨を記載 Ļ 当四 半期連結会計期間 に係る潜在株式 調 整 後 株

潜在

株式

調整

後一株当たり四半期純

利益金額が

株当たり四半期純利益

金額を下

回らない場合及び

株

当たり四 半 期 純 莉 益 金 額 \mathcal{O} 記 載 は 要し な 1 ものとする。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

前連結会計年度の 開 始の 日に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前連結会

計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る一株当たり四半期純利益金額 文は

兀 半期純損失金額及び潜在株式 7調整後 株当たり四半期純利 益 金 額

当連: 結会計 年度 \mathcal{O} 開 始の 日に当該株式 併合又は株式 分割 が行 わ れ たと仮定した場合におけ る当 匹 半 期

連結会計 期間 及び当該 四 半 期連 結会計期間 に お ける四半期連 結 累計 期 間 に係る一 株当たり四半期純 利 益

金額又は四半期純損失金額及び潜在株式 7調整後 株当たり四半期純利 益 金額

第七節 雑則

(のれん及び負ののれんの償却額等の表示)

第七十九条 財務諸表等規則第九十七条の規定は、 のれん及び負ののれんの償却額の表示について準用する。

2 持分法による投資利益と持分法による投資損失とが生ずる場合には、これらを相殺して表示することが

できる。

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

第八十条 準備 金等の繰入れ又は 取崩しがあるときは、 当該繰入額又は取崩額は、 特別損失又は特別利益と

当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもって掲記しなければなら

ない。

(売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記)

第八十一条 事業の性質上、売上高又は営業費用 (売上原価並びに販売費及び一 般管理費の合計をいう。

に著しい季節的変動が ある場合には、 その状況を注記しなければならない。

(別記事業の収益及び費用の分類)

第八十二条 企業集団の主たる事業が、 別記事業である場合においてその収益及び費用を第六十五条に規定

する項目に分類して記載することが適当でないと認められるときは、 同条の規定にかかわらず、 当該 別記

事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができ

る。

(別記事業の収益及び費用の科目の記載

第八十三条 連結会社が営む事 業のうちに別記事業がある場合において当該別記事業に係る収益又は費用に

第六十六条、 第六十七条、 第六十九条、 第七十一条及び第七十二条に規定するところにより科目

の記載をすることが適当でないと認められるときは、これらの規定にかかわらず、 当該別記事業を営む会

社 の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

2 前 項の場合において収益及び費用の科目を一括し、又は区別して掲記する基準は、この規則の定めると

ころに準ずるものとする。

第四章 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

第一節 総則

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

第八十四条 四半期連結キ ヤツ シ ユ • フ 口] 計算書の記載方法は、 この章の定めるところによる。

2 四半期連結キ ヤ ツ シ ユ フ 口] 計算書は、 様式第七号又は第八号により記載するものとする。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書の表示区分)

第八十五条 匹 半 期連結キ ヤ ツ シ ユ • フ 口 計算書には、 次の各号に掲げる区分を設けてキャッシ ユ • フ 口

-の状況を記載しなければならない。

一 営業活動によるキャッシュ・フロー

一 投資活動によるキャッシュ・フロー

三 財務活動によるキャッシュ・フロー

四 現金及び現金同等物に係る換算差額

五 現金及び現金同等物の増加額又は減少額

六 現金及び現金同等物の残高

七 現金及び現金同等物の四半期末残高

第二節 四半期連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第八十六条 連結財務諸表規則第八十四条から第八十九条までの規定は、 四半期連結キャッシ ユ ・フロ] 計

算 書 の記載方法につい て準用する。 この場合において連結財務諸表規則第八十四条第二号中 税 金等調 整

前当期 純利 益又は 税 金等調整 前当期純損失」 とあるの は 税 金等調整 前 匹 |半期純利 益又は税 金等調 整 前 兀

半期 純 損失」 と、 同 条同号イ及びハ中 「連結損益計算書」 とあるの は 「四半期連結損 A 益計算: 書 と読 み 替

えるものとする。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項)

第八十七条 四半期連結キ ヤツ シ ユ ・ フ 口 計算書には、 現金及び現金同等物の四半期連結会計期間末残高

と四半期連結貸借対照表に掲記されてい る科目の金額との関係を注記しなければならない。

第五章 株主資本等に関する注記

(発行済株式に関する注記)

第八十八条 発行済株式 の種類及び総数については、 発行済株式 の種類ごとに、 当四半期連結会計期間 末の

発行済株式総数を注記しなければならない。

(自己株式に関する注記

第八十九条 自己株式 の種 類及び株式数については、 自己株式の種類ごとに、 当四半期連結会計期間末の自

己株式数を注記しなけ ればならない。

(新株予約権等に関する注記

第九十条 新 株予約権については、 次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 新株予: 約 権の目的となる株式 0 種 類
- 新株予約権の目的となる株式 の数
- 三 新株予約権 の四半期連結会計期間末残高
- 2 前項第一号及び第二号に掲げる事項は、 新株予約権がストック・オプション又は自社株式オプションと

して付与されている場合には記載することを要しない。

3 の当四半期連結会計期間末の数を記載しなければならない。 第 項第二号の株式 の数は、 新株予約権の目的となる株式の種類ごとに、 新株予約権が権利行使されたものと 新株予約権 \mathcal{O} 目的となる株式

ただし、

仮定した場合の増加株式数の、 当四半期連結会計期間末の発行済株式総数 (自己株式を保有しているとき

は、 当該自己株式の株式数を控除した株式数)に対する割合に重要性が乏しい場合には、注記を省略する

ことができる。

4 前三項の規定は、自己新株予約権について準用する。

(配当に関する注記)

第九十一 条 配当については、 次の各号に掲げる事項を注記しなければ ならな

配当財 産 が 金銭の場合には、 株式の種類ごとの配当金の総額、 株当たり配当額、 基準日、 効力発生

日及び配当の原資

配当財産が金銭以外の場合には、 株式の種類ごとの配当財産の種類及び帳簿価額、 一株当たり配当額

基準日、効力発生日及び配当の原資

基準日 が当連結会計年度の 開始の 日から当四半期連結会計期間末に属する配当のうち、 配当の効力発

生日 「が当四 半期連結会計期間 の末日後となるものについては、 前二号に準ずる事項

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

第九十二条 株主資本の金額に、 前連結会計年度末に比して著しい変動があった場合には、 主な変動事由を

注記しなければならない。

第六章 雑則

第九十三条 連結財務諸表規則第九十三条から第九十六条までの規定は四半期連結財務諸表の用語、 様式及

び作成方法について準用する。 この場合において 「連結財務諸表」 とあるのは 「四半期連結財務諸表」

لح

読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成十九年 月 日から施行し、平成二十年四月一日以後開始する連結会計年度

に係る四半期連結財務諸表について適用する。

(リース取引に関する注記)

第二条 平成二十年四月一 日以後開始する最初の連結会計年度の四半期連結会計期間 にお いて所有権移転外

ファイナンス・リース取引 (財務諸表等規則第十六条の三第一項に規定する所有権移転外ファイナンス

リース取引をいう。 以下同じ。)について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場

合であって、 取引残高に前連結会計年度末に比して著しい変動が認められるときには、 次に掲げる事項を

注記しなければならない。

連結会社がリー -ス物件 (財務諸表等規則第八条の六第一項に規定するリース物件をいう。 以下同じ。

)の借主である場合

イ 当四 半 期連結会計期間末におけるリース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、 減損損失

累計 額 相当額及び残高相当 額 (四半期連結貸借対照表に掲記すべき科目に準じて区分する。

口 当四半 期連結会計期間末における未経過リース料残高相当額 (当該四半期連結貸借対照表日後 二年

内のリース期間に係る金額とそれ以外の金額に区分する。)及びリース資産減損勘定 (リース資産に

配分された減損損失に対応する負債をいう。 ハにおいて同じ。) の残高

当四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る支払リース料、 リー ス資産減損勘定の取崩額

、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失の金額

当四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間 !の減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

=

一 連結会社がリース物件の貸主である場合

1 当四半 期連 |結会計期間末におけるリー ス物件の取得価額、 減価償却累計額、 減損損失累計額及び残

高(四半期連結貸借対照表に掲記すべき科目に準じて区分する。

半期連結会計期間末における未経過リース料残高

相当額

回

|半期連結貸借対照表日後一年内の

リース期間に係る金額とそれ以外の金額に区分する。)

口

当四

ノヽ 当四 半 期連結会計 期間1 及び四]半期連 |結累計期間に係る受取リー · ス料、 減価償却費及び受取利息相

額

ニ 利息相当額の算定方法

2

前 項第一号の場合において当四半期連結会計期間末におけるファイナンス・リース取引 (財務諸表等規

則第八条の六第一項に規定するファイナンス・リー ス取引をいう。 以下同じ。 に係る未経過 ジリー ス 料 残

高 の当 該未経過 リー ス 料残高 及び有形 固定資産の 残高 (有形固定資産以外 の資産をファイナンス IJ ĺ ス

取引 \mathcal{O} 対象とする場合には、 当該資産 0 属する科目の 四半期連結会計期間 末残高を含む。 次項にお į, て同

の合計額に占める割合が低いときは、 取得価額相当額及び未経過リー ス料残高相当額を、 それぞれ

リー らこれらに含まれる利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法 ス取引開始時に合意されたリース料総額及び当四半期連結会計期間末における未経過リー (次項において「支払利子込み法」 ス料残高 と か

いう。)により算定することができる。

3 リー 事業内容に照らして重要性が乏しい場合において当四半期連結会計期間 該科目に係る取得価 前 ス料残 項 の規定に 高 の当該未経過リー かかわらず、 額 相当額及び未経過リー ファイナンス・リース取引の対象となる資産 ス料残高及び有形固定資産 ス料残高相当額を支払利子込み法により算定することができ 0 残高 の合計 額に占める割合が 末 に の属する科目が当該 おける当該科 低 目 1 に係る未経 ときは、 連 結会社の 当 過

る。

4 四半 額 IJ の当該合計 期連 期間 ス取引を通常の取引とする会社以外の会社が第一項第二号の記載をする場合において当四半期連結 注結会計 末におけるファイナンス・リース取引に係る未経過リース料残高及び見積残存価 額及び営業債 <u>.</u>期間. 末に おけ 権残 る未経過リー 高 !の合計額に占める割合が低いときは、 ス料残高及び見積残存価 額の残高の合計額からこれらに含まれ 未経過リー ス料残 高 額 相 \bigcirc 残高 当額を当該 の合計

る利息

相当額を控除しない方法により算定することができる。

5 連結会社がリース物件の借主である場合には、 当該連結会社の事業内容に照らして重要性の乏しいリー

ス取引でリース契約一件当たりの金額が少額なもの及びリース期間が一年未満のリース取引については、

第一項の注記を要しない。

第三条 リ | ス取引開 始 日 (リース物件を使用収益する権利を行使することができることとなった日をいう

が平成二十一年四月一日以後開 .始する連結会計年度よりも前 の連結会計年度に属する所有権 移転 外フ

アイナンス・リー ス取引について、 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合であ

って、 取引残高に企業再編等により前連結会計年度末に比して著しい変動が認められるときには、 次に掲

げる事項を注記しなければならない。ただし、 前条の注記を行っている場合は注記を要さない。

| 連結会社がリース物件の借主である場合

1 著しく増加した場合 著しく増加したリース取引に係る当四半期連結会計期間末における未経過リ

ース料残高相当額

口 著しく減少した場合 著しく減少したリース取引に係る前連結会計年度末における未経過リース料

残高相当額

一 連結会社がリース物件の貸主である場合

イ 著しく増加した場合 著しく増加したリース取引に係るリース物件の当四半期連結会計期間末にお

ける残高及び未経過リース料残高相当額

口 著しく減少した場合 著しく減少したリース取引に係るリース物件の前連結会計年度末における残

高及び未経過リース料残高相当額

様式第一号

【事業の種類別セグメント情報】

前第 四半期連結会計期間(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

	・・・事業 (円)	・・・事業 (円)	その他の事業 (円)	計 (円)	消去又は全社 (円)	連結 (円)
売上高						
(1) 外部顧客に対す る売上高	×××	×××	×××	×××	×××	$\times \times \times$
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	$\times \times \times$					
営業利益(又は営業損失)	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当第 四半期連結会計期間(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

	· · · 事業 (円)	·・・事業 (円)	その他の事業 (円)	計 (円)	消去又は全社 (円)	連結(円)
売上高						
(1) 外部顧客に対す る売上高	$\times \times \times$	×××	$\times \times \times$	×××	×××	×××
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
営業利益(又は営業損失)	×××	×××	×××	×××	×××	×××

前第 四半期連結累計期間(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

	・・・事業 (円)	・・・事業 (円)	その他の事業 (円)	計 (円)	消去又は全社 (円)	連結 (円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(2) セグメント間の	×××	×××	×××	×××	×××	×××
内部売上高又は 振替高						
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
営業利益(又は営業損失)	×××	×××	×××	$\times \times \times$	×××	$\times \times \times$

当第 四半期連結累計期間(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

	・・・事業 (円)	・・・事業 (円)	その他の事業 (円)	計 (円)	消去又は全社 (円)	連結 (円)
売上高						
(1) 外部顧客に対す る売上高	×××	×××	$\times \times \times$	×××	×××	×××
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
≅ †	×××	×××	×××	×××	×××	×××
営業利益(又は営業損失)	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(記載上の注意)

- 1. 事業の種類の区分は、製品(商品又は役務を含む。以下同じ。)の種類・性質、製造方法、販売市場等の類似性を考慮して決定すること。
- 2. 営業利益又は営業損失に代えて、経常利益又は経常損失を記載することが適当と認められる場合には、経常利益又は経常損失を記載することができる。
- 3. 事業の種類別の区分(以下この様式において「セグメント」という。)ごとに、売上総利益又は売上総損失 その他の損益情報を併せて記載することができる。
- 4. 事業の種類に属する主要な製品の名称又は事業の内容等について、重要な異動がある場合には、その内容を記載すること。
- 5. 売上高の記載については、外部顧客に対する売上高とセグメント間の内部売上高又は振替高を区分せずに 記載することができる。
- 6. 次のいずれかの基準に該当するセグメントについては、他のセグメントと区別して記載すること。
 - (1) 当該セグメントの売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。以下第9号までにおいて同じ。) が、全セグメントの売上高の合計の10%以上であること。
 - (2) 当該セグメントの営業利益又は営業損失の絶対値が、次のうちいずれか大きい絶対値の10%以上であること。ただし、営業利益又は営業損失に代えて経常利益又は経常損失を記載する場合には、「営業利益」とあるのは「経常利益」と、「営業損失」とあるのは「経常損失」と読み替えること。
 - ① 営業利益の生じているセグメントの営業利益の合計額の絶対値
 - ② 営業損失の生じているセグメントの営業損失の合計額の絶対値
- 7. 前号の(1)及び(2)の基準のいずれにも該当しないセグメントについては、「その他の事業」として一括して記載することができる。
- 8. 記載の対象となったセグメント(「その他の事業」として一括されたセグメントを除く。)の売上高の合計が全セグメントの売上高の合計の 50%以下である場合には、その理由を明らかにするとともに、「その他の事業」として一括されたセグメントのうち主要なセグメントについて、その売上高及び全セグメントの売上高の合計に占める当該売上高の割合を記載すること。
- 9. 次のすべてに該当する場合には、事業の種類別セグメント情報を記載しないことができる。ただし、その場合には、その旨及びその理由を明らかにすること。
 - (1) 特定のセグメントの売上高が全セグメントの売上高の合計の90%超であること。
 - (2) 特定のセグメントの営業利益又は営業損失の絶対値が、次のうちいずれか大きい絶対値の90%超であること。ただし、営業利益又は営業損失に代えて経常利益又は経常損失を記載する場合には、「営業利益」

とあるのは「経常利益」と、「営業損失」とあるのは「経常損失」と読み替えること。

- ① 営業利益の生じているセグメントの営業利益の合計額の絶対値
- ② 営業損失の生じているセグメントの営業損失の合計額の絶対値
- (3) 特定のセグメント以外に第6号の(1)又は(2)の基準に該当するセグメントがないこと。
- 10. 事業の種類別セグメント情報の記載に当たっては、相当期間にわたり記載対象セグメント及び営業費用の配分方法等について継続性が維持されるよう配慮すること。

なお、記載対象セグメント又は営業費用の配分方法等を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が事業の種類別セグメント情報に与えている影響額を記載すること。ただし、正確な影響額の算定をすることができない場合には、適当な方法による概算額を記載することができる。

また、影響額を算定することが困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

- 11. 前号に規定する記載対象セグメント又は営業費用の配分方法等を変更した場合において、事業の種類別セグメント情報に与えている影響が軽微な場合には、これらの記載を省略することができる。
- 12. 企業結合や事業分離その他の理由により事業の種類別セグメント情報に係るセグメント別の資産の金額に、前連結会計年度末に比して著しい変動があった場合には、その概要を記載すること。

様式第二号

【所在地別セグメント情報】

前第 四半期連結会計期間(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

	日本			その他の地域	計	消去又は全社	連結
	(円)						
売上高							
(1) 外部顧客に対す る売上高	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	×××	×××	×××	$\times \times \times$
(2) セグメント間の	$\times \times \times$						
内部売上高又は							
振替高							
計	×××	$\times \times \times$	$\times \times \times$	×××	×××	×××	$\times \times \times$
営業利益(又は営業損失)	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当第 四半期連結会計期間(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

	日本			その他の地域	計	消去又は全社	連結
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
売上高							
(1) 外部顧客に対す る売上高	×××	$\times \times \times$	$\times \times \times$	×××	×××	$\times \times \times$	$\times \times \times$
(2) セグメント間の	×××	$\times \times \times$	$\times \times \times$	×××	×××	×××	$\times \times \times$
内部売上高又は 振替高							
≅ +	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
営業利益(又は営業損失)	×××	×××	×××	×××	×××	×××	$\times \times \times$

前第 四半期連結累計期間(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

	日本			その他の地域	計	消去又は全社	連結
	(円)						
売上高							
(1) 外部顧客に対す る売上高	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$	×××	$\times \times \times$	×××	$\times \times \times$
(2) セグメント間の	$\times \times \times$						
内部売上高又は 振替高							
≅ †	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
営業利益(又は営業損失)	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当第 四半期連結累計期間(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

	日本			その他の地域	計	消去又は全社	連結
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	×××	$\times \times \times$	$\times \times \times$	×××	$\times \times \times$	$\times \times \times$	$\times \times \times$
(2) セグメント間の	×××	×××	$\times \times \times$	×××	$\times \times \times$	×××	$\times \times \times$
内部売上高又は 振替高							
# <u></u>	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
営業利益(又は営業損失)	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(記載上の注意)

- 1. 国又は地域の区分は、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して決定すること。
- 2. 営業利益又は営業損失に代えて、経常利益又は経常損失を記載することが適当と認められる場合には、経 常利益又は経常損失を記載することができる。
- 3. 国又は地域の区分(以下この様式において「セグメント」という。)ごとに、売上総利益又は売上総損失その他の損益情報を併せて記載することができる。
- 4. 国又は地域の区分方法を記載するとともに、複数の国又は地域が属しているセグメントがある場合には、 当該セグメントに属する主な国又は地域を記載すること。

なお、各セグメントに属する主な国又は地域に関する情報について、重要な異動がある場合には、その内容を記載すること。

- 5. 売上高の記載については、外部顧客に対する売上高とセグメント間の内部売上高又は振替高を区分せずに 記載することができる。
- 6. 営業費用のうち各セグメントに配賦しなかったものは、配賦不能営業費用として「消去又は全社」の項目に含めて表示し、その金額及びその主な内容を記載すること。
- 7. セグメントの売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。以下第9号までにおいて同じ。)が、 全セグメントの売上高の合計の10%以上である場合には、他のセグメントと区別して記載すること。
- 8. 前号の基準に該当しないセグメントについては、「その他の地域」として一括して記載することができる。
- 9. 記載の対象となったセグメント (「その他の地域」として一括されたセグメントを除く。) の売上高の合計が全セグメントの売上高の合計の 50%以下である場合には、その理由を明らかにするとともに、「その他の地域」として一括されたセグメントのうち主要なセグメントについて、その売上高及び全セグメントの売上高の合計に占める当該売上高の割合を記載すること。
- 10. 特定のセグメントの売上高が全セグメントの売上高の合計の90%超である場合には、所在地別セグメント情報を記載しないことができる。ただし、その場合には、その旨及びその理由を明らかにすること。
- 11. 所在地別セグメント情報の記載に当たっては、相当期間にわたり記載対象セグメント及び営業費用の配分方法等について継続性が維持されるよう配慮すること。

なお、記載対象セグメント又は営業費用の配分方法等を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当 該変更が所在地別セグメント情報に与えている影響額を記載すること。ただし、正確な影響額の算定をす ることができない場合には、適当な方法による概算額を記載することができる。

また、影響額を算定することが困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載す

ることができる。

12. 前号に規定する記載対象セグメント又は営業費用の配分方法等を変更した場合において、所在地別セグメント情報に与えている影響が軽微な場合には、これらの記載を省略することができる。

様式第三号

【海外売上高】

前第 四半期連結会計期間(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

					その他の地域	計
I	海外売上高	$\times \times \times$	×××	×××	×××	$\times \times \times$
П	連結売上高	$\times \times \times$	×××	×××	×××	$\times \times \times$
Ш	連結売上高に占める 海外売上高の割合 (%)	×××	×××	×××	×××	×××

当第 四半期連結会計期間(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

					その他の地域	計
I	海外売上高	$\times \times \times$	×××	×××	×××	$\times \times \times$
П	連結売上高	$\times \times \times$	×××	×××	×××	$\times \times \times$
Ш	連結売上高に占める 海外売上高の割合 (%)	×××	×××	×××	×××	×××

前第 四半期連結累計期間(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

					その他の地域	計
I	海外売上高	$\times \times \times$	×××	×××	$\times \times \times$	$\times \times \times$
П	連結売上高	$\times \times \times$	×××	×××	×××	×××
Ш	連結売上高に占める 海外売上高の割合 (%)	×××	×××	×××	×××	×××

当第 四半期連結累計期間(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

					その他の地域	計
I	海外売上高	$\times \times \times$	×××	×××	×××	×××
П	連結売上高	$\times \times \times$	×××	×××	$\times \times \times$	$\times \times \times$
Ш	連結売上高に占める 海外売上高の割合 (%)	×××	×××	×××	×××	×××

(記載上の注意)

- 1. 国又は地域の区分は、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して決定すること。
- 2. 国又は地域の区分方法を記載するとともに、複数の国又は地域が属している区分がある場合には、当該区分に属する主な国又は地域を記載すること。

なお、各セグメントに属する主な国又は地域に関する情報について、重要な異動がある場合 には、その内容を記載すること。

- 3. 海外売上高(内部売上高及び振替高を除く。次号及び第5号において同じ。)が連結売上高の10%以上である国又は地域については、他の国又は地域と区別して記載すること。
- 4. 海外売上高が連結売上高の 10%未満である国又は地域については、「その他の地域」として

- 一括して記載することができる。
- 5. 本邦以外の国又は地域における海外売上高の合計が連結売上高の 10%未満である場合には、 海外売上高を記載しないことができる。ただし、その場合には、その旨及びその理由を明らか にすること。
- 6. 海外売上高の記載に当たっては、相当期間にわたり国又は地域の区分方法について継続性が維持されるよう配慮すること。

なお、国又は地域の区分方法を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が海外 売上高に与えている影響額を記載すること。ただし、正確な影響額の算定をすることができな い場合には、適当な方法による概算額を記載することができる。

また、影響額を算定することが困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

7. 前号に規定する国又は地域の区分方法を変更した場合において、海外売上高に与えている影響が軽微な場合には、これらの記載を省略することができる。

様式第四号

【四半期連結貸借対照表】

			当第 四半期連結会計 期間末			前連結会計年度末に係る 要約貸借対照表				
				文 年 月	日)		文 年 月	日)		
	区 分	注記番号	金額	〔円〕	構成比 (%)	金	頁(円)	構成比 (%)		
(j	資産の部)									
I	流動資産									
	現金及び預金			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
	受取手形及び売掛金			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
	有価証券			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
	商品			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
	製品			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
	半製品			×××			$\times \times \times$			
	原材料			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
	仕掛品			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
	その他			$\times \times \times$			×××			
	流動資産合計			×××			$\times \times \times$			
Π	固定資産									
	有形固定資産			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
	無形固定資産			×××			$\times \times \times$			
	のれん		×××			$\times \times \times$				
	その他		$\times \times \times$	×××		$\times \times \times$	×××			
	投資その他の資産		×××	×××		×××	×××			
	固定資産合計			×××			$\times \times \times$			
Ш	繰延資産			×××			×××			
	資産合計			×××			×××			
(1	負債の部)									
I	流動負債									
	支払手形及び買掛金			×××			×××			
	短期借入金			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
	未払法人税等			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
	引当金			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
	その他			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
	流動負債合計			×××			×××			
П	固定負債									

I		
社債	×××	×××
長期借入金	×××	×××
引当金	×××	×××
負ののれん	×××	×××
その他	×××	×××
固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××
(純資産の部)		
I 株主資本		
1 資本金	×××	×××
2 資本剰余金	×××	×××
3 利益剰余金	×××	×××
4 自己株式	$-\times\times\times$	-×××
株主資本合計	×××	×××
Ⅱ 評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価 差額金	×××	×××
2 繰延ヘッジ損益	×××	×××
3 土地再評価差額金	×××	×××
4 為替換算調整勘定	×××	×××
	×××	×××
評価・換算差額等合 計	×××	×××
Ⅲ 新株予約権	×××	×××
IV 少数株主持分	×××	×××
純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××

(記載上の注意)

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第五号

【四半期連結損益計算書】

(第 四半期連結累計期間)

	(M) — — //JAZ/MJ/K H //JHJ.		前第 四半期連結累計期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			当第 四半期連結累計期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日				
	区分	注記 番号	金	額(円)	百分比 (%)	金	額(円)	百分比 (%)		
I	売上高			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
П	売上原価			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
	売上総利益(又は売上総損失)			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
Ш	販売費及び一般管理費									
			$\times \times \times$			$\times \times \times$				
			$\times \times \times$			$\times \times \times$				
			$\times \times \times$	$\times \times \times$		$\times \times \times$	$\times \times \times$			
	営業利益(又は営業損失)			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
IV	営業外収益									
			$\times \times \times$			$\times \times \times$				
			$\times \times \times$	$\times \times \times$		$\times \times \times$	$\times \times \times$			
V	営業外費用									
			$\times \times \times$			$\times \times \times$				
			$\times \times \times$	$\times \times \times$		$\times \times \times$	$\times \times \times$			
	経常利益(又は経常損失)			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
VI	特別利益									
			$\times \times \times$			$\times \times \times$				
			$\times \times \times$	$\times \times \times$		$\times \times \times$	$\times \times \times$			
VII	特別損失									
			$\times \times \times$			$\times \times \times$				
			$\times \times \times$	$\times \times \times$		$\times \times \times$	$\times \times \times$			
	税金等調整前四半期純利益(又			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
	は税金等調整前四半期純損失)									
	法人税、住民税及び事業税		$\times \times \times$			$\times \times \times$				
	法人税等調整額		$\times \times \times$	$\times \times \times$		×××	$\times \times \times$			
	少数株主利益(又は少数株主			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
	損失)									
	四半期純利益(又は四半期純			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
	損失)									

(記載上の注意)

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第六号

【四半期連結損益計算書】

(第 四半期連結会計期間)

			前第 四半期連結会計期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			当第 四半期連結会計期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日				
	区 分	注記 番号	金	額(円)	百分比 (%)	金	額(円)	百分比 (%)		
I	売上高			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
П	売上原価			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
	売上総利益(又は売上総損失)			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
Ш	販売費及び一般管理費									
			$\times \times \times$			$\times \times \times$				
			$\times \times \times$			$\times \times \times$				
			$\times \times \times$	$\times \times \times$		$\times \times \times$	$\times \times \times$			
	営業利益 (又は営業損失)			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
IV	営業外収益									
			$\times \times \times$			$\times \times \times$				
			$\times \times \times$	$\times \times \times$		$\times \times \times$	$\times \times \times$			
V	営業外費用									
			$\times \times \times$			$\times \times \times$				
			$\times \times \times$	$\times \times \times$		$\times \times \times$	$\times \times \times$			
	経常利益(又は経常損失)			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
VI	特別利益									
			$\times \times \times$			$\times \times \times$				
			$\times \times \times$	$\times \times \times$		$\times \times \times$	$\times \times \times$			
VII	特別損失									
			$\times \times \times$			$\times \times \times$				
			$\times \times \times$	$\times \times \times$		$\times \times \times$	$\times \times \times$			
	税金等調整前四半期純利益(又			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
	は税金等調整前四半期純損失)									
	法人税、住民税及び事業税		$\times \times \times$			×××				
	法人税等調整額		$\times \times \times$	$\times \times \times$		$\times \times \times$	$\times \times \times$			
	少数株主利益(又は少数株主			$\times \times \times$			$\times \times \times$			
	損失)									
	四半期純利益(又は四半期純			$\times \times \times$	1		$\times \times \times$			
	損失)									

(記載上の注意)

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第七号

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

【四十朔足相も(ブジューブト		前第 四半期連結累計期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	当第 四半期連結累計期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
区分	注記番号	金額(円)	金額(円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
営業収入		×××	×××
原材料又は商品の仕入れによる支		$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
出			
人件費の支出		$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
その他の営業支出		$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
小計		×××	×××
利息及び配当金の受取額		×××	×××
利息の支払額		$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
損害賠償金の支払額		$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
		×××	×××
法人税等の支払額		$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
営業活動によるキャッシュ・フロー		×××	×××
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
有価証券の売却による収入		×××	×××
有形固定資産の取得による支出		$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
有形固定資産の売却による収入		×××	×××
投資有価証券の取得による支出		$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
投資有価証券の売却による収入		×××	×××
連結の範囲の変更に伴う子会社株		$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
式の取得による支出			
連結の範囲の変更に伴う子会社株		×××	×××
式の売却による収入			
貸付による支出		$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
貸付金の回収による収入		×××	×××
		×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		×××	×××

		<u> </u>	
Ш	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	短期借入れによる収入	×××	×××
	短期借入金の返済による支出	$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
	長期借入れによる収入	×××	×××
	長期借入金の返済による支出	$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
	社債の発行による収入	×××	×××
	社債の償還による支出	$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
	株式の発行による収入	×××	×××
	自己株式の取得による支出	$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
	配当金の支払額	$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
	少数株主への配当金の支払額	$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
		×××	×××
ļ	対務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
IV	現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
V	現金及び現金同等物の増加額(又は	×××	×××
	減少額)		
VI	現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
VII	現金及び現金同等物の第 四半期連	×××	×××
	結会計期間末残高		

(記載上の注意)

- 1. 四半期連結会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
- 2.「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
- 3. 主要な項目のみを記載し、他の項目については、「その他」として一括して記載することができる。
- 4.「小計」の記載は省略することができる。
- 5. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第八号

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

【四手規連結キャッシュ・ノロー	17 6	前第 自	平成		累計期 月	期間	当第自	平成	期連結 年	i累計 月	₩期間 日
		至金	平成	年 (円)	月日	3	至金	平成	年 (円)	月	日
区分	注記 番号	並	領	(円)			杢	鋇	(円)		
I 営業活動によるキャッシュ・フロー											
税金等調整前四半期純利益(又は					XX	$\times \times$				>	$\times \times \times$
税金等調整前四半期純損失)											
減価償却費					×>	<×				>	$\times \times \times$
減損損失					×>	\times				>	$\times \times \times$
のれん償却額					×>	<×				>	<××
貸倒引当金の増加額					×>	<×				>	$\times \times \times$
受取利息及び受取配当金					-×>	<×				->	$\times \times \times$
支払利息					×>	<×				>	<××
為替差損					×>	<×				>	$\times \times \times$
持分法による投資利益					-×>	<×				->	$\times \times \times$
有形固定資産売却益					-×>	××				->	$\times \times \times$
損害賠償損失					×>	××				>	$\times \times \times$
売上債権の増加額					-×>	××				-×	$\times \times \times$
たな卸資産の減少額					×>	<×				>	$\times \times \times$
仕入債務の減少額					-×>	<×				-×	$\times \times \times$
					×>	××				>	$\times \times$
小 計					×>	××				>	<××
利息及び配当金の受取額					×>	<×				>	<××
利息の支払額					-×>	<×				->	$\times \times \times$
損害賠償金の支払額					-×>	<×				->	$\times \times \times$
					×>	<×				>	$\times \times \times$
法人税等の支払額					-×>	<×				->	$\times \times$
営業活動によるキャッシュ・フロー					×>	<×				>	<××
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー											
有価証券の取得による支出					-×>	\times				->	$\times \times$
有価証券の売却による収入					×>	××				>	$\times \times$
有形固定資産の取得による支出					-×>	<×				->	<××
有形固定資産の売却による収入					×>	××				>	$\times \times$
投資有価証券の取得による支出					-×>	<×				-×	<××
投資有価証券の売却による収入					×>	××				>	$\times \times$
連結の範囲の変更を伴う子会社株					-×>	\times				->	<××
式の取得による支出											

連結の範囲の変更を伴う子会社株	×××	×××
式の売却による収入		
貸付による支出	$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
貸付金の回収による収入	×××	$\times \times \times$
	×××	$\times \times \times$
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	$\times \times \times$
短期借入金の返済による支出	$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
長期借入れによる収入	×××	$\times \times \times$
長期借入金の返済による支出	$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
社債の発行による収入	×××	$\times \times \times$
社債の償還による支出	$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
株式の発行による収入	×××	$\times \times \times$
自己株式の取得による支出	$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
配当金の支払額	$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
少数株主への配当額	$-\times\times\times$	$-\times\times\times$
	×××	$\times \times \times$
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
V 現金及び現金同等物の増加額(又は	×××	×××
減少額)		
VI 現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
VII 現金及び現金同等物の第 四半期連	×××	×××
結会計期間末残高		

(記載上の注意)

- 1. 四半期連結会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
- 2.「配当金の支払額」には、四半期連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載すること。
- 3.「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
- 4. 主要な項目のみを記載し、他の項目については、「その他」として一括して記載することができる。
- 5.「小計」の記載は省略することができる。
- 6. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。